

# 河川管理

## 日常の河川管理

### サイクル型維持管理の推進

河川の維持管理は、管理する河川そのものが自然現象によってその状態が変化するものであり、被災箇所とその程度を予め特定することが困難である等様々な制約のもとで実施するという性格を有しています。

このため、効率的・効果的な河川の維持管理を実施するため、これまで経験等を踏まえるとともに、河川の状態変化を把握、分析することを通じて、維持管理状態を評価し、その結果に応じた必要な対策を講じていきます。

河川管理にかかる技術的知見の充実  
効率的・効果的な河川の維持管理の計画

#### 状態の機動的な改善

評価結果に基づき河川管理施設等の状態を機動的に改善し機能の維持を図ります。

### サイクル型の維持管理

#### 状態変化の監視・把握

定期的な監視の結果を蓄積し、経年的な変化や洪水前後の変化を把握します。

#### 状態の評価

変化の状況をもとに維持管理状況を評価します。

#### 状態の機動的な改善

##### ■洪水時に阻害となっている樹木の伐採



##### ■施設操作や河川環境に支障となる塵芥処理



#### 状態変化の監視・把握

##### ■異常箇所の早期発見、点検の効率化のための堤防除草



##### ■水門・樋門等河川管理施設の点検



## 不法係留船対策

太田川の市内派川では、プレジャーボート等が不法係留され、洪水時の流下阻害等の治水上の支障のほか、油流出事故や騒音、都市景観の悪化など様々な社会問題が生じています。

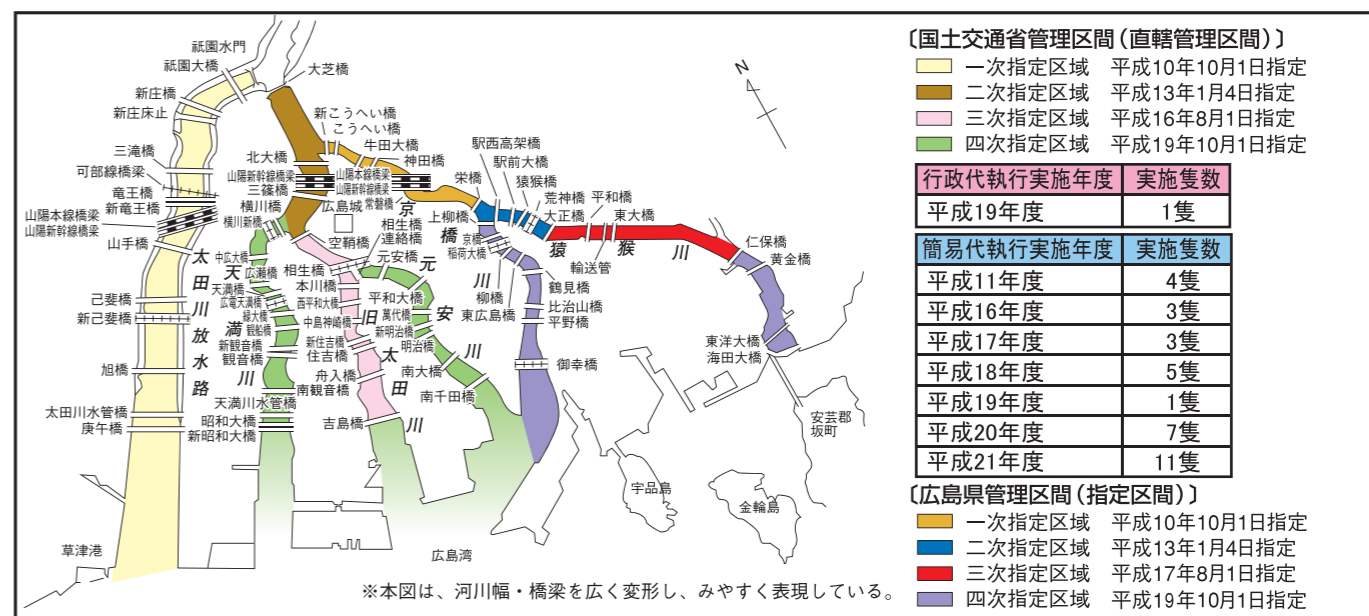
太田川河川事務所では、昭和62年1月から関係行政機関で組織する「プレジャーボート対策連絡協議会」を設立し不法係留船対策に取り組んできましたが、さらに平成10年9月に「太田川水系不法係留船対策に係る計画書」を策定し、治水上の問題や周辺環境等総合的に考慮し必要性の高い区域から順次「重点的撤去区域(※)」に指定し不法係留船の撤去に取り組んでいます。



簡易代執行状況

区域指定の経過は下図のとおりですが、この区域においては、不法係留船に対する是正指示書の交付・撤去指導、定期的調査・状況監視、長期間放置された所有者不明の船舶に対する簡易代執行を実施しています。

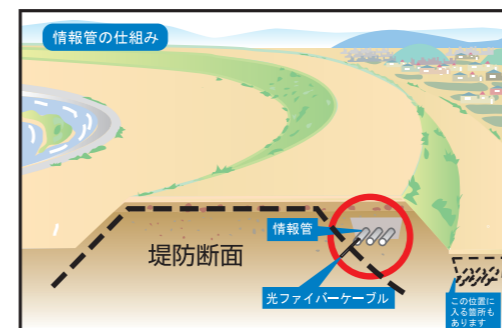
(※重点的撤去区域:不法係留船による河川管理上の支障の程度や係留船保管施設の整備状況等を勘案しながら重点的に強制的撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域。)



## 光ファイバーネットワークの整備

IT(情報技術)の導入による河川管理の高度化の一環として平成10年から光ファイバーネットワークの整備を進めています。

光ファイバー導入後は遠隔監視や樋門や水門等の集中管理もできるようになります。



ケーブルは堤防機能に影響を与えない所などに埋められています。

